



農業農村整備事業 一団体営事業ガイドブック

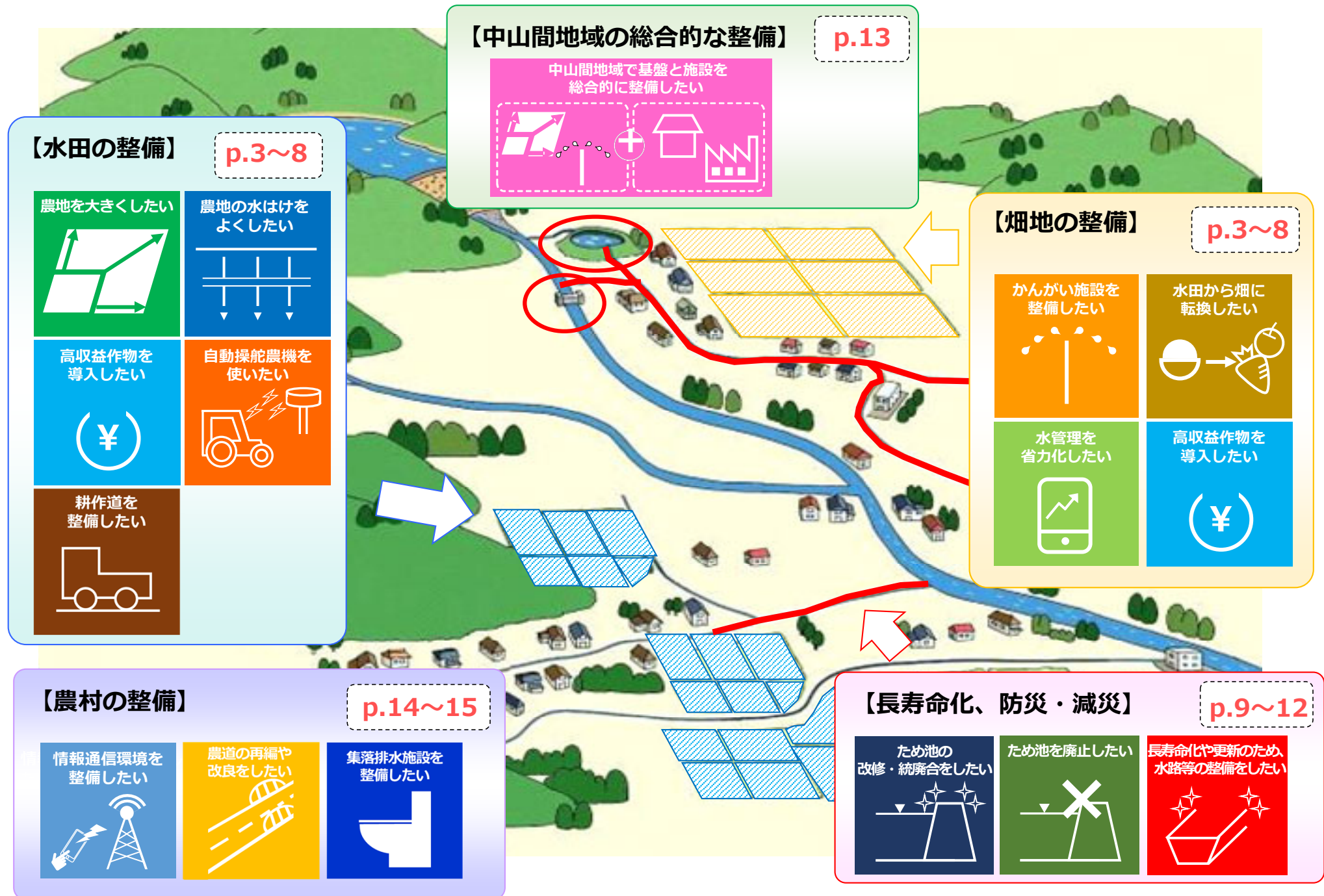


**令和 7 年 3 月
農 林 水 産 省
農 村 振 興 局**

はじめに

- ☺ 本ガイドブックは、主に、**市町村、土地改良区、ＪＡ、農業者の皆様を対象**としています。
〔市町村、土地改良区等が事業実施主体となる「**団体営事業**」の参考資料です。〕
- ☺ 全国からの要望にお応えするため、これまで、様々なメニューを整備してきましたが、現場からは、**「どの事業を使ったらいいのか分からない」、「どこに相談したらいいのか分からない」**などの声も聞かれることから、**目的に応じた適切な事業を活用いただくため**、本ガイドブックを作成しました。
- ☺ また、令和４年度から、**土地改良事業団体連合会の会員（市町村や土地改良区等）は、土地改良事業団体連合会へ工事を委託できるようになりました**ので、業務委託のイメージを掲載しています。
- ☺ **地域農業の発展や安全・安心な農村地域の形成**に向け、**地域の実情に応じたきめ細かな整備**が行われるよう、本ガイドブックを参考にいただければ幸いです。

【目次】 農業農村整備事業の目的



① 農地耕作条件改善事業【非公共】

(対象)

水田・畑

(目的)

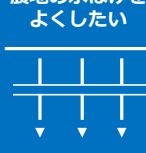
農地を大きくしたい



耕作道を整備したい



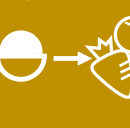
農地の水はけをよくしたい



かんがい施設を整備したい



水田から畑に転換したい



高収益作物を導入したい



自動操舵農機を使いたい



(事業実施主体)

- ・市町村
- ・土地改良区（連合）
- ・JA（連合）
- ・農地中間管理機構
- ・農業委員会
- ・農業法人

(団体営事業の標準的な費用負担割合) ※ 定率補助の場合

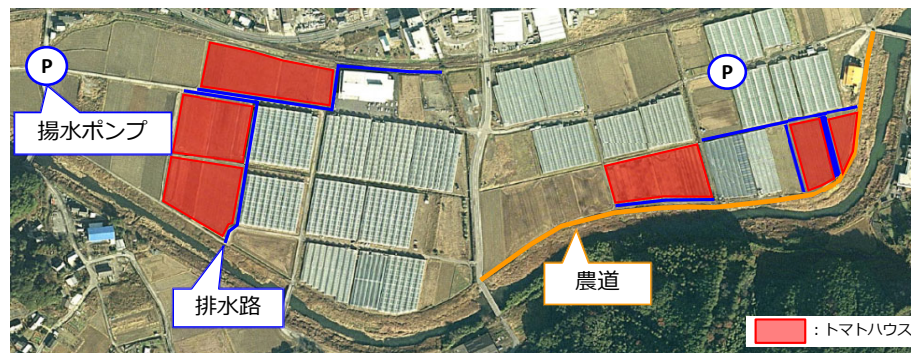
標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	14.0	21.0 (市町村営) 13.0 (改良区等営)	15.0 (市町村営) 23.0 (改良区等営)

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(事業の効果（地区事例）)

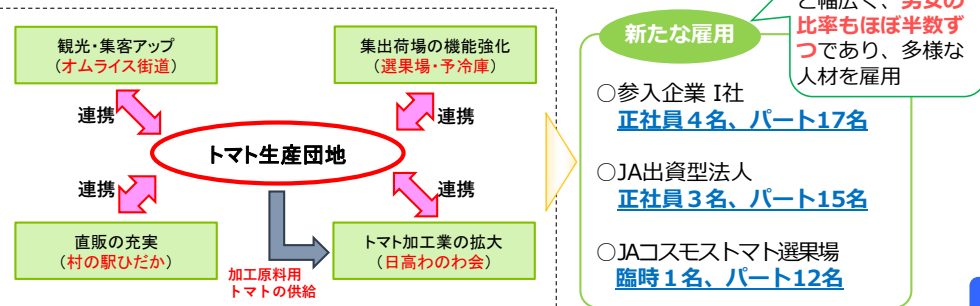
簡易な基盤整備による新たな雇用の創出 / 高知県高岡郡日高村

水路・農道や、施設園芸に欠かせない地下水の揚水ポンプ等を整備し、トマトの生産が拡大。



トマト生産団地を核に関連産業を集積させ、多様な人材の雇用を創出。

年齢は20代～70代と幅広く、男女の比率もほぼ半数ずつであり、多様な人材を雇用



(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容 ※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：無し ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・地域計画の策定区域等であること その他各支援で要件を設定 【高収益作物転換】 ・受益面積の1/4以上で新たに高収益作物を導入 【病害虫対策】 ・植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域 【水田貯留機能向上】 ・流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域 等	(定額) ・区画拡大（畦畔除去） ・暗渠排水 ・用排水路の更新整備 等 【病害虫対策】 ・反転耕、混層耕 等 (定率) ・農業水利施設の整備 ・耕作道の整備 ・暗渠排水 ・区画整理 ・農地造成 ・ICTによる水管理や除草対策等の省力化 等 ・補助暗渠、レベラー、除草機器などの共同利用機器の導入 【スマート農業導入】 ・GNSS基準局の設置	(定額) ・農地の集積・集約に係る調整支援 等 【高収益作物転換】 ・高収益作物転換のためのプラン作成支援、営農定着支援 ・新植・改植及び幼木管理支援 (定率) ・技術的な指導・助言活動支援 等 【高収益作物転換】 ・高付加価値農業施設の設置 ・導入1年目の種子・肥料代、実証ほ場運営 ・農業機械リース代 ・高収益作物への転換率に応じた農家負担軽減のための支援 等

②-1 農業基盤整備促進事業【公共】

(対象)

5ha以上の水田・畑

(目的)

農地を大きくしたい



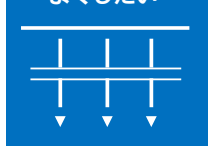
耕作道を整備したい



かんがい施設を整備したい



農地の水はけをよくしたい



(事業実施主体)

- ・市町村
- ・土地改良区（連合）
- ・JA（連合）
- ・農地中間管理機構
- ・農業委員会

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容 ※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上	(定額) ・区画拡大(畦畔除去) ・暗渠排水 ・耕作道の整備 ・病虫害対策に向けた土層改良 ・田んぼダム導入に向けた整備(畦畔補強、排水口等) ※標準的な工事費の1/2相当 (定率) ・農業水利施設の整備 ・耕作道の整備 ・暗渠排水 ・区画整理 ・農地造成	(定額) ・田んぼダム導入に係る調査・調整 (定率) ・農地の集積・集約に係る調査・調整

(団体営事業の標準的な費用負担割合) ※ 定率補助の場合

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	14.0	21.0 (市町村営) 13.0 (改良区等営)	15.0 (市町村営) 23.0 (改良区等営)

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(事業の効果（地区事例）)

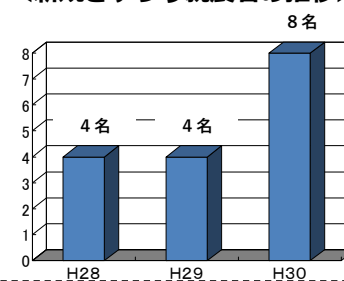
ほ場整備で「きゅうりタウン構想」を展開／徳島県海部郡海陽町

区画の整形・拡大、農道や排水路の整備により、促成きゅうり生産団地を造成。



3年間で16名の新規就農者を確保。うち10名がIターン者であり、Iターン者の子供10名も同時移住。

<新規きゅうり就農者の推移>



H28就農者が所得260万円（地区平均所得：200万円）を達成！

②－２ 農地中間管理機構関連農地整備事業【公共】

(対象)

5ha以上の水田・畑

(目的)

農地を大きくしたい



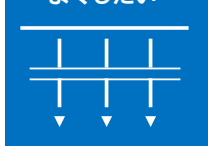
耕作道を
整備したい



かんがい施設を
整備したい



農地の水はけを
よくしたい



(事業実施主体)

・市町村

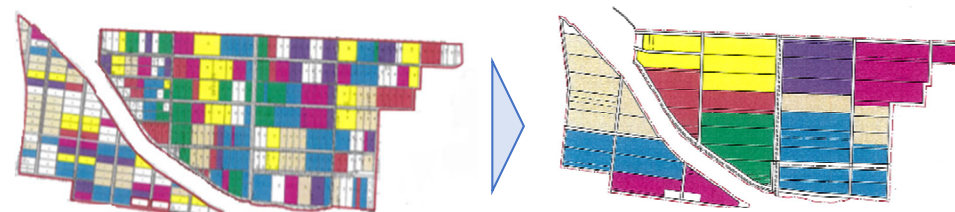
(団体営事業の標準的な費用負担割合)

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0 (+推進費12.5)	27.5	10.0	0.0

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(事業イメージ)

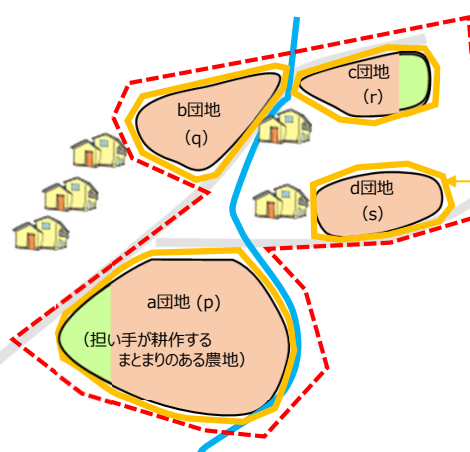
機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施
(機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能)



(施工前)

(施工後)

<農地面積・集団化の考え方>



事業実施範囲

農地の合計面積 平 場：10ha以上
中山間等：5ha以上

各団地の規模要件

平 場：1ha以上
中山間等：0.5ha以上

担い手への集団化率： $\frac{p+q+r+s}{a+b+c+d}$

a～d：事業対象農地を構成する団地の面積
p～s：担い手が耕作する、まとまりのある農地面積
(左図 着色部)

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容 ※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 ・15年以上の中間管理権設定 等 ・8割以上を担い手に集団化 ・収益性20%以上向上 等	・区画整理 ・農地造成 ・農業水利施設の整備 ・農道の整備 ・暗渠排水 ・客土 ・徐礫	・農地の集積・集約に係る調査・調整 ・田んぼダム導入に係る調査・調整

③－1 水利施設整備事業（簡易整備型）【公共】

（対象）

5ha以上の受益を有する**農業水利施設**
（用排水路、ポンプ等）

（目的）

水管理を
省力化したい



かんがい施設を
整備したい



（事業実施主体）

- ・市町村
- ・土地改良区（連合）

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上	・用排水路、ポンプ等の整備 ・給水栓、ゲート、分土工等を自動化するための施設の整備 ・水管理施設、維持管理施設（管理用道路等）の整備	—

（団体営事業の標準的な費用負担割合）

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	14.0	21.0 （市町村営） 13.0 （改良区等営）	15.0 （市町村営） 23.0 （改良区等営）

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

（事業の効果（地区事例））

水路の改修及び水管理の省力化／岩手県奥州市おうしゅうし

👉 老朽化した開水路をパイプライン化することで、維持管理に係る労力を軽減するとともに、給水栓を整備することで、水管理を省力化。

👉 施設の管理が効率化されることで、経営規模の拡大が可能となった。



③-2 畑地帯総合整備事業（高収益作物転換型・畑作物等転換型）【公共】

（対象）

5ha以上の**水田**（畑作物等※への転換を図る地区）

※高収益作物転換型の場合は「高収益作物」、畑作物等転換型の場合は「畑作物・園芸作物」

（目的）

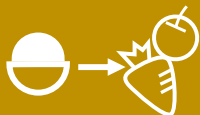
高収益作物を
導入したい



かんがい施設を
整備したい



水田から畑に
転換したい



（事業実施主体）

- ・市町村
- ・土地改良区（連合）

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
○面積要件：5ha以上 【高収益作物転換型】 ・高収益作物の作付面積割合が5割以上かつ10%ポイント以上増加すること ・「水田農業高収益化推進計画」に位置付けられていること 【畑作物等転換型】 ・地域全体として畑作物・園芸作物への転換を行うこと ※事業後は水活交付金の交付対象水田から除外	◎用排水路、ポンプ等の整備 ◎暗渠排水、区画整理、客土 ・給水栓、ゲート、分水工等を自動化するための施設の整備 ・水管理施設、維持管理施設（管理用道路等）の整備	・水田における畑作物等への転換に向けた農家負担軽減のための支援 ・水利用・土地利用調整、高収益作物転換のための普及・指導活動 ・基盤整備完了後の作付面積、単収・単価の調査

◎：主たる事業
・：併せ行う事業

（団体営事業の標準的な費用負担割合）

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50.0	29.0	11.0	10.0

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

最大で**農業者負担分全額（10%）**を支援

（事業イメージ）

畑作物等への転換に必要となる、**水利施設を中心とした生産基盤の再整備を機動的に支援**。



基盤整備に対する支援の他、「水田農業高収益化推進計画（←都道府県が作成）」に基づき、**以下の支援を一体的に受けることが可能**。

【経営転換のインセンティブ付与】

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における高収益作物の導入・定着を図る取組等を、**水田活用の直接支払交付金**により支援
- ① 定着促進支援
(2.0 (3.0%) 万円/10a×5年間) ※加工・業務用野菜等の場合
- ② 畑地化支援
(14 万円/10a・1回限り)
- ③ 子実用とうもろこし支援 (1.0万円/10a)

【技術・機械等の導入支援】

- ・「推進計画」に位置付けられた産地における園芸作物及び子実用とうもろこしの本格的導入に必要となる以下の取組を支援
- ① 栽培技術の実証、作柄安定技術の導入、機械等のリース導入等
- ② 産地・担い手の発展の状況に応じた農業用機械・施設の導入

③－3 畑作等促進整備事業【非公共】

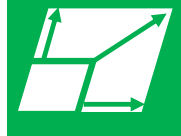
(対象)

- ・ 畑
- ・ 水田(畑作物等※への転換を図る地区)

※畑作物・園芸作物

(目的)

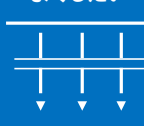
農地を大きくしたい



耕作道を整備したい



農地の水はけをよくしたい



かんがい施設を整備したい



水田から畑に転換したい



(事業実施主体)

- ・ 市町村
- ・ 土地改良区（連合）
- ・ JA（連合）
- ・ 農業委員会
- ・ 農業法人 等

(団体営事業の標準的な費用負担割合) ※1 定率補助の場合

標準的な費用負担割合（内地／平地）

国	県	市町村	農業者
50.0	14.0 【15.0】 ^{※2}	21.0 【22.5】 (市町村営) 13.0 【22.5】 (改良区等営)	15.0 【12.5】 (市町村営) 23.0 【12.5】 (改良区等営)

※1 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※2 作付転換に伴う推進費を活用する場合、【 】が負担割合となります。

(事業のイメージ)

畑地かんがい施設整備や農地の排水改良等の基盤整備を **きめ細かく機動的に支援**。

<整備前>



<整備後>



(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容 ※ 原則として、ソフトはハードと一体的に実施	
	ハード	ソフト
○面積要件：無し ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・畑作物・園芸作物が作付けされる農地であること ※事業後は水活交付金の交付対象水田から除外	(定額) ※標準的な工事費の1/2相当 ・区画拡大（畦畔除去） ・暗渠排水 ・用排水路の更新整備 等 (定率) ・農業水利施設の整備 ・耕作道の整備 ・暗渠排水 ・区画整理 ・ICTによる水管理や除草対策等の省力化 ・補助暗渠、除草機器などの共同利用機器の導入 ・スマート農業導入のためのGNSS基地局の設置 等	(定額) ・農地の集積・集約に係る調整支援 ・高収益作物転換のためのプラン作成支援、営農定着支援 等 (定率) ・技術的な指導・助言活動支援 ・導入1年目の種子・肥料代、実証ほ場運営 ・農業機械リース代 等
	水稲から畑作物等へ転換する場合 ・定額助成：上限額を工事費単価の10/10相当に引上げ ・定率助成：標準的な費用負担割合の農業者負担額を上限とする推進費を交付	

④ 水利施設管理強化事業【公共】

(対象)

土地改良区又は市町村が管理する国営造成施設、
水資源機構営造成施設及び附帯施設※の維持管理費

※ 国営造成施設等という。

(目的)

農業水利施設を
適切に管理したい



長寿命化や更新のため、
水路等の整備をしたい



(事業実施主体)

- ・ 都道府県
- ・ 市町村

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容
① 一般型 国営造成施設等を管理する土地改良区又は市町村であること	・ 管理費 ・ 電力料、油脂費 ・ 整備補修費
② 連携管理保全型 連携管理保全計画に位置付ける国営造成施設等を管理する土地改良区又は市町村であること	
③ 特別型 ○ 流域治水対策 流域治水プロジェクト等に位置づけられた農業水利施設（①、②の対象施設を除く）の施設管理者であること	流域治水対策の費用 ・ 治水協定ダム・農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視 等
○ 渇水・高温対策 渇水・高温対策を行う農業水利施設（①、②の対象施設を除く）の施設管理者であること	渇水・高温対策の費用 ・ 渇水対策BCPの策定、ポンプの調達、運転等
○ 特定外来生物対策 特定外来生物対策を行う農業水利施設（国営造成施設等及び国営造成施設等と同一水系に位置する施設）の施設管理者であること	特定外来生物対策の費用 ・ 施設被害を予防するための資機材の調達、運転等
④ 管理水準向上型 ①～③の事業を実施する施設管理者であること	管理水準向上のための技術的支援に要する費用
⑤ 包括的民間委託推進型 ①～③の事業を実施する施設管理者であること	包括的民間委託の試行に係る調査及びその実施に要する費用

(団体営事業の費用負担割合)

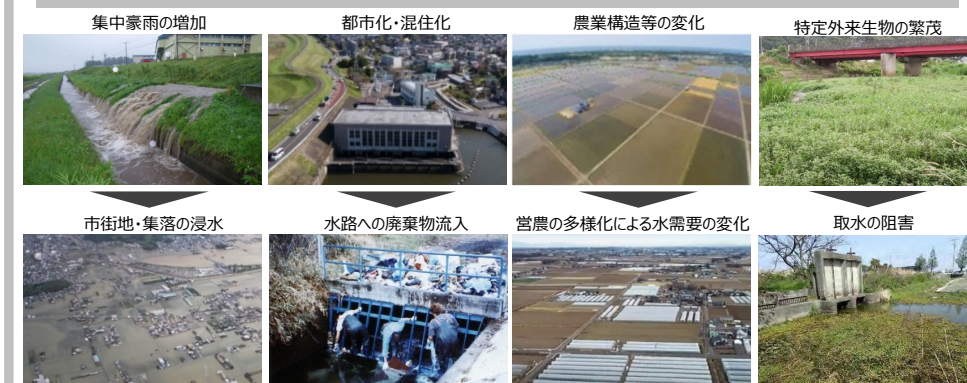
	標準的な費用負担割合			
	国	県	市町村	農業者
①一般型	実質19%等※	標準的な負担割合は定めておらず、地区毎・事業毎に関係機関の調整を経て決定		
②連携管理保全型	25%※			
③特別型	50%			
④管理水準向上型	50%			
⑤包括的民間委託推進型	定額			

※ 整備補修費に対する国庫補助率は50%

(事業イメージ)

農業水利施設は、食料安全保障の確保の基盤であり、国土保全や健全な水循環の維持・形成に寄与していることから、自然的・社会的・経済的情勢の変化を踏まえて、施設機能の適切な発揮を図るため、施設管理者を支援。

農業水利施設を取り巻く情勢の変化による、施設管理の複雑化・高度化



農業水利施設の機能の適切な発揮



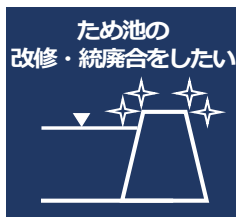
⑤ 土地改良施設維持管理適正化事業【公共】

(対象)

農業水利施設（ため池、ポンプ、用排水路等）

(目的)

長寿命化や更新のため、
水路等の整備をしたい



(事業実施主体)

- ・土地改良区
- ・土地改良区連合
- ・市町村
- ・J A
- ・認可地縁団体 等

※整備補修事業（水土里ビジョン型）の場合、土地改良区及び土地改良区連合が事業実施主体。

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
整備補修事業（一般型） ・総事業費200万円以上 （また土地改良区にあっては、 ・地区面積300ha以上 ・市町村等行政区分単位 ・職員1名以上 等 のいずれかに該当） 整備補修事業（水土里ビジョン型） ・連携管理保全計画（水土里ビジョン）に位置付ける施設の整備補修 ・総事業費100万円以上 防災減災機能等強化事業 ・総事業費100万円以上	整備補修事業（一般型・水土里ビジョン型） ○土地改良施設の定期的な整備補修 ・原動機、ポンプ等のオーバーホール 防災減災機能等強化事業 ○防災・減災機能の強化 ・農業用防災重点ため池の整備 ・水門の電動化 ○施設管理の省エネ化・再エネ利用 ・高効率モータへの更新、進相コンデンサの設置、インペラの更新 ・マイクロ発電施設の整備 ○施設管理の省力化 ・遠隔監視装置の設置 等	—

(団体営事業の標準的な費用負担割合)

標準的な費用負担割合（内地／平地）		
国	県	農業者
(整備補修事業) ※ 30.0【40.0】	30.0【30.0】	40.0【30.0】
(防災減災機能等強化事業) 50.0	20.0	30.0

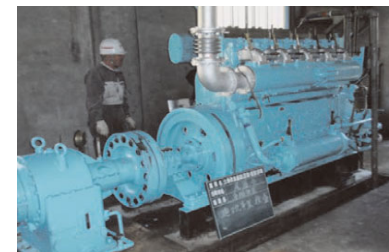
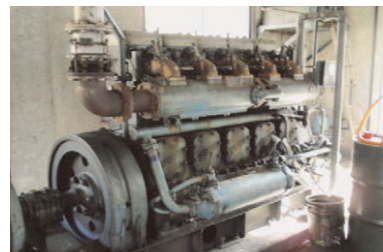
※整備補修事業（水土里ビジョン型）の場合、【 】が負担割合となります。

(事業の効果（施工事例）)

整備補修事業（一般型・水土里ビジョン型）

定期的に実施する必要がある修繕・補修を実施し、施設の機能保持、耐用年数を確保

原動機の分解補修、塗装



防災減災機能等強化事業

農村地域の防災・減災や施設管理の省エネルギー化・再生可能エネルギー利用及び施設管理の省力化に資する施設の整備を実施

ため池護岸の整備



高効率モータへの更新



水位計の設置



⑥ 農業水路等長寿命化・防災減災事業【非公共】

(対象)

農業水利施設等（ため池、ポンプ、用排水路等）

(目的)

ため池を廃止したい



長寿命化や更新のため、水路等の整備をしたい



(事業実施主体)

- ・市町村
- ・土地改良区（連合）
- ・JA（連合）等

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
(共通) ○面積要件：無し ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上（施設の廃止を除く） ・最大3年（ため池の整備は5年）で完了すること	(長寿命化対策) ◎用排水路、ポンプ、農道施設等の整備 ・給水栓、ゲート、等を自動化するための施設の整備 ・スベア資材の確保 ◎：主たる事業 ・：併せ行う事業 (防災減災対策) ・ため池の整備、廃止（ため池の廃止に伴い必要となる下流水路の整備も可） ・施設の撤去・廃止 ・排水ポンプ、農道施設の整備	(長寿命化対策) ・機能保全計画、実施計画の策定 ・水利用調査・調整 ・土地利用調整 ・耐震性調査 (防災減災対策) ・機能保全計画、実施計画の策定 ・耐震性調査 ・ハザードマップの作成、研修、防災訓練

等

(団体営事業の標準的な費用負担割合)

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
(長寿命化対策) 50.0	14.0	21.0 (市町村営) 13.0 (改良区等営)	15.0 (市町村営) 23.0 (改良区等営)
(防災減災対策) 50.0	18.0	25.0	7.0

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

※ 農道施設整備は、地方公共団体等の標準的な負担割合は定めておらず、地区毎・事業毎に関係機関の調整を経て決定します。

(事業の効果（地区事例）)

ため池の廃止／山口県田布施町

利用されていないため池の堤体を開削した上で、排水路の整備等を行い、**ため池を廃止**することで、**地域の安全を確保**。



ため池のハザードマップの作成／香川県観音寺市

ため池のハザードマップを作成するとともに、市が出前講座を開催し、住民にハザードマップの見方や活用方法を教えるなどの取組を通じ、**地域の防災意識が向上**。

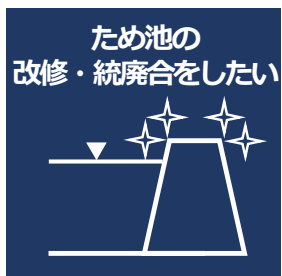


⑦ 農村地域防災減災事業【公共】

(対象)

農業水利施設（ため池、ポンプ、用排水路等）

(目的)



(事業実施主体)

- ・市町村
- ・土地改良区
- ・JA 等

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
(ため池整備) ○面積要件：2ha以上 ・総事業費800万円以上※ ※防災重点農業用ため池を整備する場合は4,000万円以上	(ため池整備) ◎ため池の改修、統廃合 ・附属施設、下流水路、管理施設の整備 ◎：主たる事業 ・：併せ行う事業	(ため池整備) ・実施計画の策定 ・劣化状況評価 ・地震・豪雨耐性評価
(用排水施設整備) ○面積要件：おおむね20ha以上 ・総事業費800万円以上	(用排水施設整備) ・排水機場、排水路の整備 (安全施設整備) ・転落防止柵等の整備	(用排水施設整備) ・実施計画の策定 ・耐震性点検 ・長寿命化計画の策定

(団体営事業の標準的な費用負担割合)

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
(ため池・用排水施設整備) 50.0	18.0	25.0	7.0
(防災重点農業用ため池・安全施設整備) 50.0	21.0	29.0	0.0

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(事業の効果（地区事例）)

ため池の改修／兵庫県洲本市

老朽化したため池について、洪水吐きの設置による豪雨対策、堤体への押さえ盛土による耐震対策等を実施することで、災害に強いため池を整備。



排水施設の整備／新潟県新発田市

排水機場及び排水路を整備し、災害を未然に防止するとともに、安心して営農に取り組むことができる環境を確保。

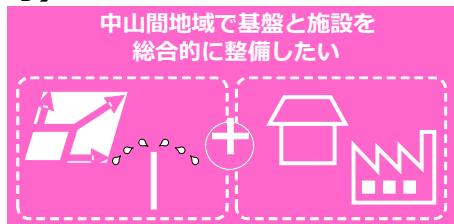


⑧ 中山間地域農業農村総合整備事業【公共】

(対象)

中山間地域の農業生産基盤及び生産・販売施設等

(目的)



(事業実施主体)

- ・市町村
- ・官民連携の団体
(農村振興環境整備の一部メニュー)

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
○面積要件：10ha※1以上 ※1: 生産・販売施設等を実施する場合は5ha以上 ・中山間地域※2において実施すること ※2：5法指定地域（過疎、山村、離島、半島、特定農山村）or指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が全農用地の面積の50%以上を占める地域 ・高付加価値化等を通じた所得確保のための取組※3と、農地等の生産基盤の保全・再編利用の取組を行うこと ※3: 目標値は地域毎に設定	①農業生産基盤整備※4 ・区画整理、農業水利施設、耕作道、暗渠排水 ・農用地保全施設 ・農地・農業水利施設の再編・整序化等の整備 ②農村振興環境整備※4※5 ・高付加価値化のための加工・販売施設 ・地産地消型エネルギーシステム構築のための施設 ・高収益作物導入のための農業施設等の整備 ※4: ①のうち、農地・農業水利施設の再編・整序化を除く工種を1工種以上、①②合わせて2工種以上取り組む必要 ※5: ①に併せて実施可能(②単独は不可)	・実施計画の策定 ・経営体育成促進換地等調整

(団体営事業の標準的な費用負担割合)

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
55.0	17.0	23.0	5.0

※ 各市町村における費用負担割合は、お住まいの市町村にお問い合わせください。

(事業イメージ)

中山間地域の特色を活かした営農の確立を支援するため、農業生産を支える水路やほ場等の基盤整備と、生産・販売施設等の整備を総合的に支援。

<整備前>



<整備後>



⑨ 農村整備事業【公共】

(対象)

農村インフラ施設（農業集落排水施設、農道等）

(目的)



(事業実施主体)

- ・市町村
- ・土地改良区
- ・JA

等

(主な事業要件と支援内容)

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
(農業集落排水施設) ・受益戸数20戸以上、末端受益2戸以上 (農道・集落道) ※ハードの場合 ・総事業費3,000万円以上 （主要道路、鉄道の踏切・橋、避難経路に指定された道路、再編・集約等を行うものは800万円以上） (営農飲雑用水施設) ・末端受益2戸以上 (地域資源利活用施設) ・停電時でも発電が可能な施設の整備・更新・機能強化を含むもの (集落防災安全施設) ・災害時に家屋等に被害が生じるおそれのある施設	①農村インフラの強靱化 既存の施設の ・改築、更新、機能強化 ・耐震、浸水、停電対策 ・再編、集約、撤去 ②農村インフラの高度化 ・農道の改良（拡幅等） ・省エネ技術の導入 ・管理システム（遠方監視システム等）の整備 ・集落排水汚泥の循環利用のための施設の整備	(定額) ・長期的な機能保全対策および整備方針の策定 ・点検 ・機能診断 ・老朽化対策や災害対策の検討 ・農業集落排水汚泥資源の農地還元のための調査・調整、技術的検討及び計画策定 (定率) ・ハード事業の実施に係る事業計画の策定

(団体営事業の費用負担割合)

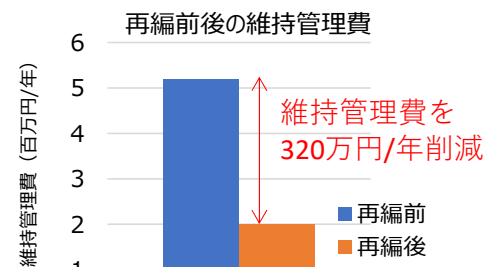
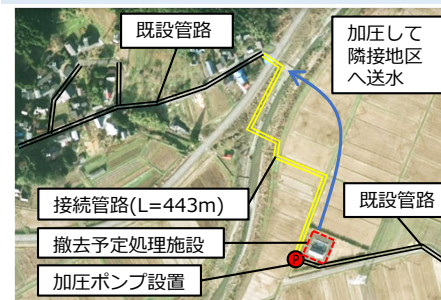
標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50%	標準的な負担割合は定めておらず、地区毎・事業毎に関係機関の調整を経て決定		

※ 点検・診断・整備方針の策定は定額補助

(事業イメージ)

農業集落排水処理区の再編による維持管理費の削減

処理人口の減少により、施設の処理能力に余裕が生じている2つの地区を再編することにより、維持管理コストの削減など、農業集落排水施設の持続性の向上を図る。



農道施設のメンテナンスサイクルの確立を一体的に支援

農道施設の点検・診断、整備方針・機能保全計画の策定、保全対策を一体的に支援することにより、農道の維持管理コストを削減するとともに、農道の機能を確保し、農村地域の強靱化を図る。



⑩ 農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）【非公共】

（対象）

農業農村インフラの管理やスマート農業の実装のための**情報通信施設**
（光ファイバ、無線基地局等）

（目的）



（事業実施主体）

- ・都道府県
- ・市町村
- ・土地改良区
- ・J A
- ・地域協議会 等

（主な事業要件と支援内容）

主な事業要件	主な支援内容	
	ハード	ソフト
【ソフト】 ・情報通信環境整備対策事業実施計画の策定 【ハード】 ・情報通信環境整備対策事業実施計画の策定 ・総事業費800万円以上（ただし、RTK-GNSS基準局の単独整備の場合は200万円以上） ・農業水利施設の管理のための整備の場合、施設の受益面積20ha以上（中山間地域等においては5ha以上） ・スマート農業のための整備の場合、受益者数2者以上	（定率） (1) 農業農村インフラの管理の省力化やスマート農業の実装に必要な下記の整備 ① 光ファイバ ② 無線基地局 (2) ①、②を活用して農業農村インフラの監視・制御やスマート農業を行うための附帯設備（送受信機、RTK-GNSS基準局※等）※RTK-GNSS基準局のみ、①、②を伴わない場合も支援 (3) ①、②を活用して地域活性化に有効利用するための附帯設備	（定額） ・事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ等調査 ・無線通信の伝送距離の確認等の試行調査 ・専門家の派遣、ワークショップの実施 ・整備計画の策定 ・【先進的情報通信環境整備型のみ】衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討 ・【土地改良区運営基盤強化型のみ】土地改良区が整備する情報通信施設の組合員以外の利用者との調整等運用手法の検討

（団体営事業の標準的な費用負担割合）※ 定率補助の場合

標準的な費用負担割合（内地／平地）			
国	県	市町村	農業者
50%			標準的な負担割合は定めておらず、地区毎・事業毎に関係機関の調整を経て決定

（事業イメージ）

農業水利施設等の**農業農村インフラの管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を図るとともに、**地域活性化を促進**するための**情報通信環境の整備を支援**。



⑪ 土地改良事業の工事の委託

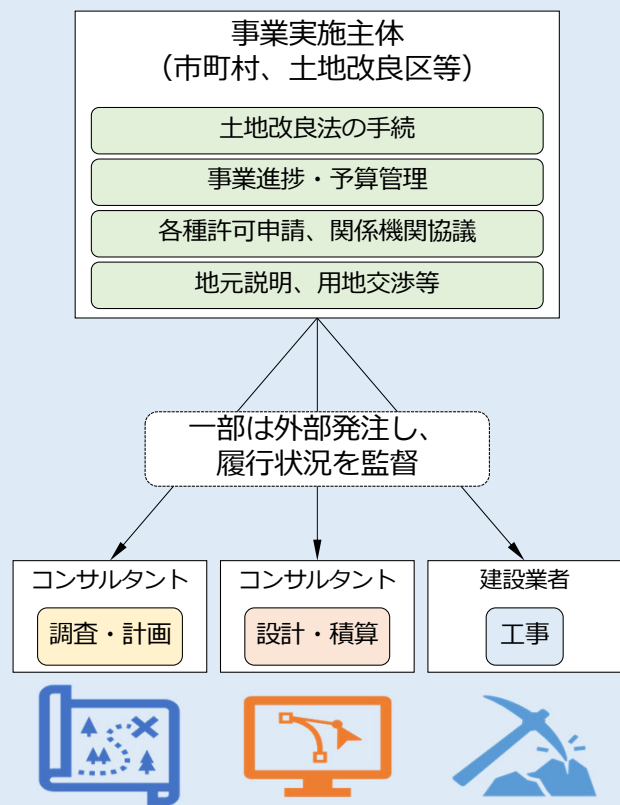
👉 令和4年の土地改良法の改正により、**土地改良事業団体連合会の会員（市町村や土地改良区等）は、土地改良事業団体連合会へ工事等を委託できるようになりました。**

—背景等—

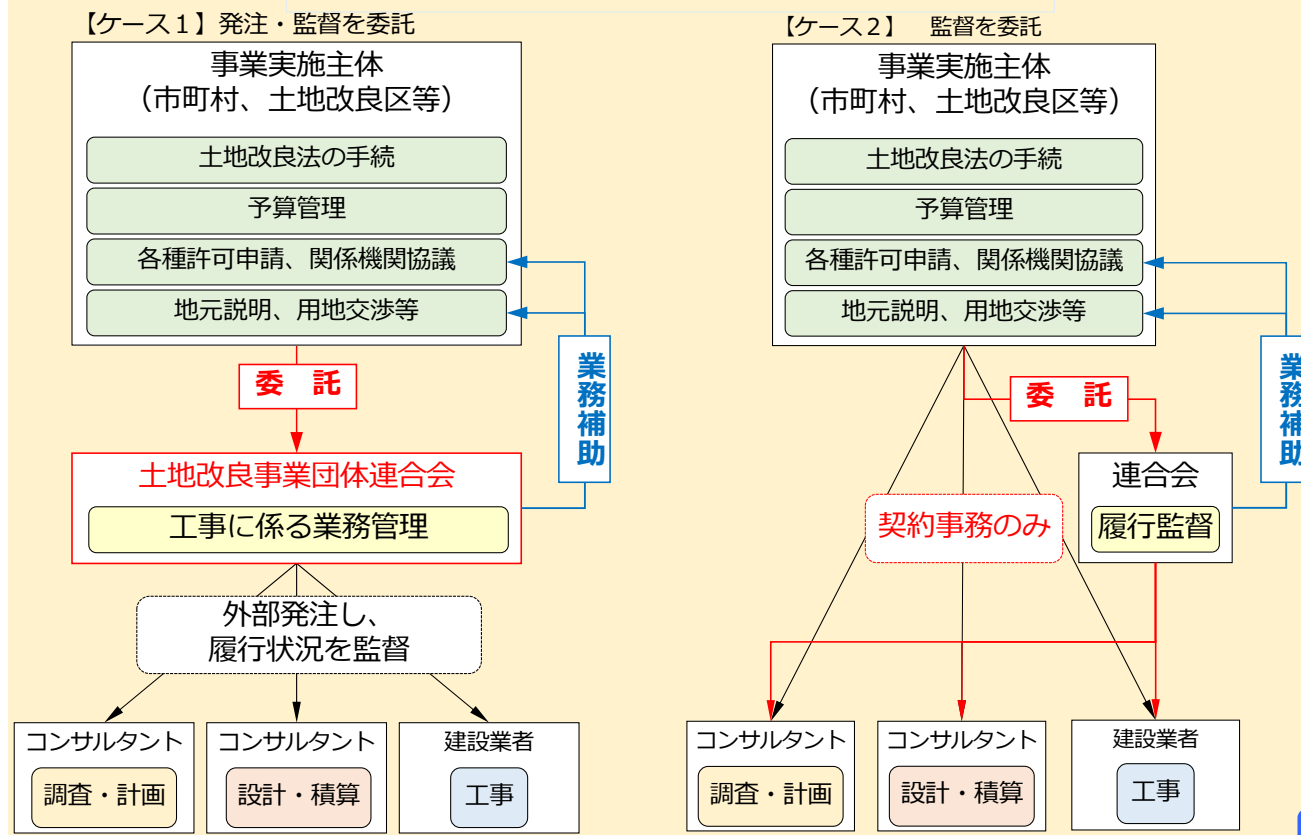
- 市町村、土地改良区等においては、土地改良事業の工事施工等を担当する技術職員が年々減少傾向にあります。
- 今後は、土地改良事業の実施に係る一連の業務（調査・計画・設計、工事の発注、進捗管理等）を担う人材が不足し、市町村、土地改良区等が実施する土地改良事業の円滑な実施に支障が生じるおそれがあります。
- このような市町村、土地改良区等における技術職員の不足を踏まえ、防災・減災対策や小規模な農業基盤の整備等を円滑に行うため、土地改良事業団体連合会は、会員である市町村、土地改良区等からの委託を受けて土地改良事業の工事等を実施できることとなりました。

（工事委託のイメージ）

土地改良事業実施の流れ



土地改良事業団体連合会が工事に係る業務を受託



(参考) 農業農村整備関係事業（団体営事業）の体系

事業の内容

団体営事業

かんがい排水

- 農業水利施設（農業用ダム、頭首工、用排水路等）の新設・更新、長寿命化のための補修・補強

- ・水利施設等保全高度化事業のうち簡易整備型、高収益作物転換型、畑作物等転換型
- ・水利施設管理強化事業
- ・土地改良施設維持管理適正化事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

農地整備

- 農地の大区画化、汎用化、畑地化

- ・農業基盤整備促進事業
- ・農地中間管理機構関連農地整備事業
- ・農地耕作条件改善事業（非公共）
- ・畑作等促進整備事業（非公共）

農地防災

- 農業水利施設・ため池等の豪雨・耐震化対策（ため池の廃止を含む）、地すべり防止対策

- ・農村地域防災減災事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（非公共）

中山間地域の総合的な整備

- 農地・農業水利施設・農道等の生産基盤と、生産・販売施設等の総合的な整備

- ・中山間地域農業農村総合整備事業

農村整備

- 農業集落排水施設、農道等の生活インフラ、情報通信環境の整備

- ・農村整備事業
- ・農山漁村地域整備交付金
- ・農山漁村振興交付金のうち情報通信環境整備対策（非公共）

(お問合せ先)

- 北海道農政部農村設計課 (011-204-5398)
- 近畿農政局設計課事業調整室 (075-414-9513)
- 東北農政局設計課事業調整室 (022-221-6277)
- 中国四国農政局設計課事業調整室 (086-224-9419)
- 関東農政局設計課事業調整室 (048-740-0541)
- 九州農政局設計課事業調整室 (096-300-6403)
- 北陸農政局設計課事業調整室 (076-232-4722)
- 沖縄総合事務局農村振興課 (098-866-1652)
- 東海農政局設計課事業調整室 (052-223-4634)

農林水産省農村振興局整備部設計課
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1
TEL : 03-3502-8695 (直通)
FAX : 03-5511-8251